

令和 8 年 度 リサイクル製品・3 Rモデル事業所 募 集 中

徳島県では、限りある資源を大切に利用し、廃棄物等の発生抑制やリサイクルを進めるため、「徳島県リサイクル認定制度」を設けて、県内の優良な「リサイクル製品」や「3 R（スリーアール）モデル事業所」を認定しています。

つきましては、令和8年度における「リサイクル製品」及び「3 Rモデル事業所」の認定申請者の募集を次のとおり行います。

 **募集対象** **リサイクル製品 ・ 3 Rモデル事業所**

 **募集期間** 令和8年7月27日(月)～ 令和8年10月30日(金)

 **応募方法**



所定の認定申請書に関係書類を添えて、募集期間内に資源循環課審査指導担当へ提出してください。
認定申請書は、県ホームページからダウンロードできます。

 **ホームページ**

令和8年度リサイクル製品・3Rモデル事業所の募集について
〔<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7314563/>〕



お問い合わせ・応募先

徳島県 生活環境部 資源循環課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-2278
ファクシ 088-621-2845
E-mail shigenjunkanka@pref.tokushima.lg.jp

リサイクル製品 認定要件



リサイクル製品の認定は、次の要件の全てに適合していることが必要です。

- ①主として県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること。
- ②廃棄物等の減量及び循環資源の有効利用が促進され、製造過程等において環境負荷の低減に配慮された製品であること。
- ③環境保全のために必要な措置が講じられ、適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること。
- ④申請時において既に県内で販売されている又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実な製品であること。
- ⑤徳島県リサイクル製品品質基準（別表）に掲げる各項目に適合していること。
- ⑥リサイクル製品の製造工場については、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられていること。

- ※1 循環資源とは、廃棄物等のうち有用なもの。
 ※2 原則として、循環資源は県内発生分が県外発生分以上に用いられていること。
 ※3 製造工程の一部が県外で行われている場合も可。
 ※4 循環資源を製品としてそのまま使用したもの（中古品等）や製造加工の度合いが低いもの（単なる破碎処理等）は対象外。

（別表）徳島県リサイクル製品品質基準

区 分	品 質 基 準 等
規格等	次のいずれかの規格等に適合又は準じていること。 1 日本産業規格（JIS） 2 エコマーク商品認定基準 3 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書 等 4 その他公的機関が定める規格等で検討会において適当と認めるもの
安全性への配慮	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 土壌や水等に溶出する可能性があるものについては、次の基準に適合していること。 (1) 土壌汚染対策法第6条の規定に基づく指定基準（土壌汚染対策法施行規則第31条の規定による土壌溶出量基準及び土壌含有量基準） (2) ダイオキシン類特別措置法第7条の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準 (3) 溶融スラグの溶出試験については、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」中の溶融固化物に係る目標基準 3 その他関係法令等を遵守していること。
循環資源の配合率	1 「エコマーク商品認定基準」に定めのある製品については、当該基準で定める配合率を満たしていること。 2 「徳島県グリーン調達等推進方針」に定めのある製品については、当該方針で定める配合率を満たしていること。 3 1、2の両方に定めのある製品については、値の高い配合率を満たしていること。 4 1、2のいずれにも定めのない製品等については、検討会において別に定める配合率を満たしていること。

3R モデル事業所 認定要件



「3Rモデル事業所」とは、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、循環資源の再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の3R(スリーアール)の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範となる県内の事業所です。

3Rモデル事業所の認定は、次の要件のいずれかに適合していることが必要です。

① 3R実践事業所

事業所で発生する廃棄物等の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用に積極的に取り組み、著しい成果を上げている事業所

② 3R開発事業所

廃棄物等の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用に係る先進的な技術、装置及びシステム等の開発を行い、実用化し、著しい成果を上げている事業所

③ 3R促進事業所

①②以外の事業所で、廃棄物等の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用の促進に著しい成果を上げている事業所

- ※1 いずれの事業所の場合も環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられていることが必要。また、環境負荷の低減に配慮していることが必要です。
- ※2 次の観点から総合的に判断します。
- ・先導性(県内での先導性があるか)
 - ・技術・アイデア性(高度な技術性、又はアイデアを有しているか)
 - ・アピール性(他の事業所への波及効果が大きいか)
 - ・環境への配慮(環境全般に配慮した取り組みがなされているか)
 - ・持続性(継続して取り組んでおり、今後も引き続き取り組む体制にあるか)

< 提出書類 >

リサイクル製品

- ①認定申請書 ②会社案内等 ③当該製品の見本(現物及び製品説明書等)
④当該製品の製造加工フロー ⑤品質基準に適合していることを証する書類
⑥循環資源利用説明書

3Rモデル事業所

- ①認定申請書 ②事業所の位置図 ③会社案内等
④廃棄物処理計画、廃棄物処理体制、廃棄物処理フロー等が確認できる書類
⑤その他申請区分ごとの取り組みの成果・効果を確認できる書類

審査・認定

- ・ 「徳島県リサイクル認定制度検討会」における検討を経て、知事が認定します。
- ・ 必要に応じて、ヒアリングや追加資料、現地確認等を求めることがあります。

有効期間

- ・ ３年間（認定日から起算して３年を経過した日の属する年度末まで）
- ・ 有効期間後も認定を継続させたい場合には再申請ができます。
- ・ 期間中であっても、認定要件に適合しなくなった場合等には認定を取り消すことがあります。

認定を受けると

- ・ 認定を受けた事業者の方に「認定証」を交付し、公表します。
- ・ 「徳島県認定リサイクル製品」「徳島県認定３Ｒモデル事業所」の表示や、認定マークを使用することができます。
- ・ パンフレットの作成や県ホームページへの掲載等を通じて、認定製品及び認定事業所について、県民や事業所の皆様に広くＰＲを行います。
- ・ 県は品質、数量、価格等を考慮の上、認定製品の優先的な調達に配慮するとともに、市町村等に対しても協力を呼びかけます。

認定を受けた事業者の責務

- ・ 認定要件の維持
- ・ 認定製品の販売状況、認定事業所の活動状況を県へ報告（年１回）等

詳しい内容、不明な点については、資源循環課審査指導担当までお問い合わせください。